

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2

		判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの 閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの 交付	1枚につき30円(縦203 ミリメートル、横254ミリ メートルのものについては、 430円)
4 スライド(9の項に該当 するものを除く。)	イ 専用機器により映写した ものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの 交付	1枚につき100円(縦20 3ミリメートル、横254ミ リメートルのものについて は、1,300円)
5 録音テープ(9の項に該 当するものを除く。)又は 録音ディスク	イ 専用機器により再生した ものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複 写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデ オディスク	イ 専用機器により再生した ものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに 複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録(5の項、6 の項又は8の項に該当する ものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲 覧	用紙100枚までごとにつき 200円
	ロ 専用機器により再生した ものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交 付(二に掲げる方法に該当 するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力した ものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ FDに複写したものの交 付	1枚につき50円に1ファイ ルごとに210円を加えた額

	へ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	又 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写した	1巻につき390円

	ものの視聴	
	ロ ビデオカセットテープに複製したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(同時に視聴する場合に限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複製したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)

(備考) 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。